

温 泉 の 手 引 き

平成 2 4 年 4 月 1 日現在

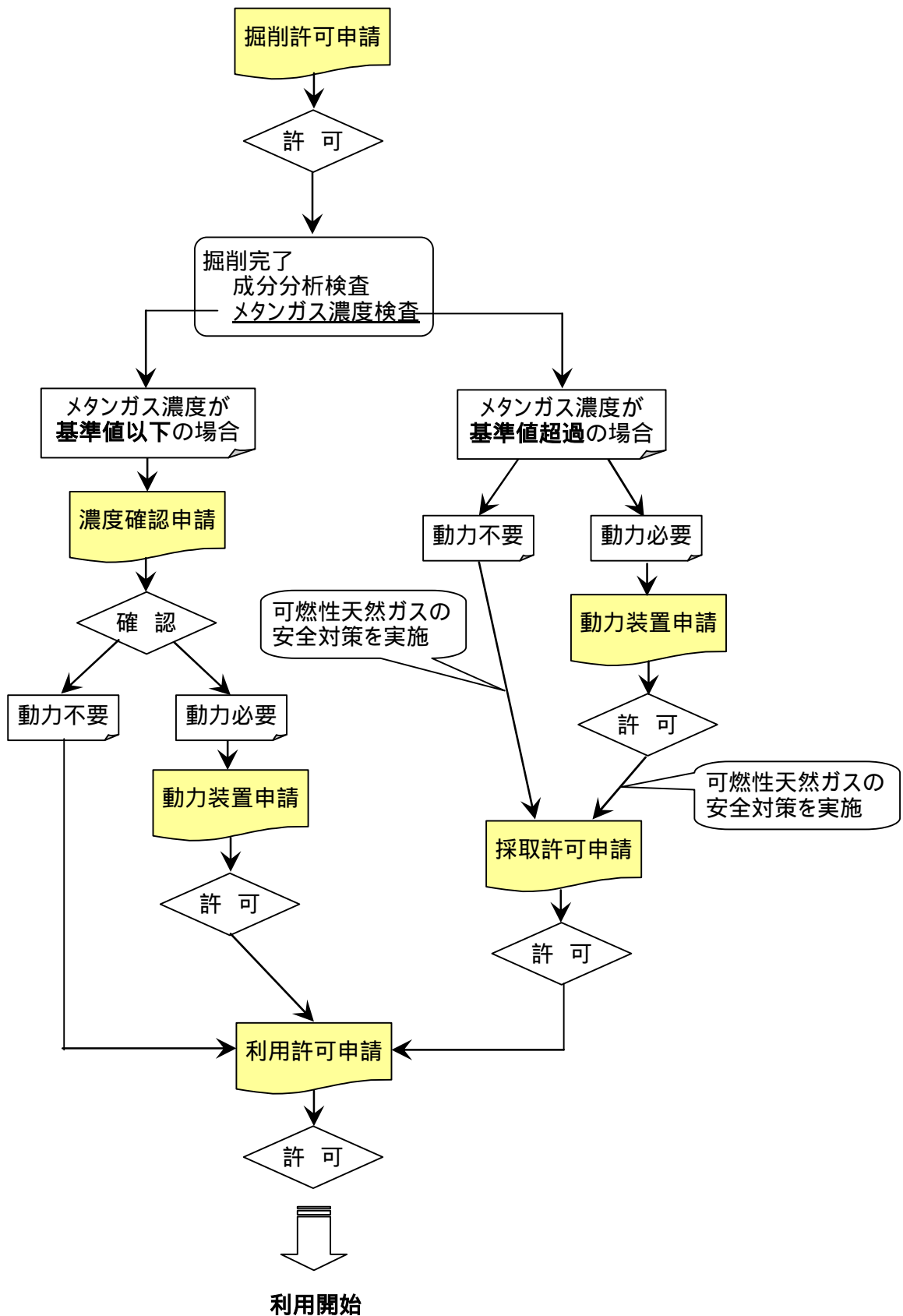
山梨県森林環境部大気水質保全課

- 目 次 -

温泉に係る申請のながれ	1
温泉掘削・増掘・動力の装置・温泉採取に係る許可等	
1 温泉掘削許可	
1-1 温泉掘削許可申請	2
1-2 掘削の工事中的重要な変更	9
1-3 掘削中に可燃性天然ガス発生があった場合等	9
2 温泉増掘許可	
2-1 温泉増掘許可申請	10
3 温泉採取許可・濃度確認	
3-1 温泉採取許可申請・可燃性天然ガス濃度確認申請	15
3-2 温泉採取施設等に係る重要な変更	22
4 動力の装置許可	
4-1 動力の装置許可申請	25
5 許可の更新	
5-1 温泉掘削（増掘、動力の装置）許可の更新申請	30
6 許可の承継等	
6-1 温泉掘削（増掘、動力の装置）許可の承継承認申請	32
6-2 温泉採取許可の承継承認申請	38
6-3 可燃性天然ガス濃度確認の承継届	44
7 許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き	47
温泉利用許可	
1 温泉利用許可申請	49
2 温泉の成分等の掲示届	52
3 温泉利用許可の承継承認申請	55
4 移動式の浴槽を用いた利用許可の手続きについて	60
5 許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き	61
6 自然ゆう出泉等を新たに温泉源として利用する場合	61
温泉非該当となった場合	62

温泉に係る申請等のながれ

温泉を掘削し、利用するまでの主な申請のながれ



温泉掘削・増掘・動力の装置・温泉採取に係る許可等

1 温泉掘削許可

1-1 温泉掘削許可申請

1) 温泉掘削許可の概要

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する場合、温泉法第3条第1項に基づく「温泉掘削許可」が必要です。

温泉掘削許可は、温泉法第32条の規定により、環境保全審議会(温泉部会)の意見を聴いて行われます。

- ・ 環境保全審議会は、通常、年2回の開催。
- ・ 温泉掘削の許可は、審議会の意見を聴くため、年2回となります。
- ・ 許可書等は、申請書の締め切り日からおおよそ2ヵ月で交付されます。

温泉部会では、法の「許可の基準」、部会の「審議方針(別紙)」及び市町村の意見などに基づき審議されます。

温泉掘削許可の有効期間は、当該許可の日から起算して2年となりますので、許可の日から2年以内に工事を完了し、県に工事完了届を提出してください。

工事が完了しないまま2年を越えた場合は、その時点で許可が失効します。

なお、災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます。

温泉掘削の許可は、工事の完了の届出が受理された時点で、法第3条第1項の許可の効力が失われます。(この時点で、申請者は「温泉源の温泉を管理する者」となります。)

申請書の提出のしめきりは、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です。(提出期限となる日は、年度当初に大気水質保全課HPに掲載しますので、そちらを参照してください。)
申請書の提出部数は、正本1部、副本2部の計3部。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉掘削許可に係る申請者の行う手続きの概要

温泉掘削等の事前相談

相談の時期は、掘削予定地や実施時期が定まった時点。

申請者から林務環境事務所に申し入れ、日程調整後、相談日を連絡します。

この相談には、必ず、申請者本人（法人の場合は担当職員）が出席してください。

相談に来られる際、申請に必要な資料が用意できない場合は、「温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の事前相談表」に必要事項を記入して提出するようにしてください。

申請者は掘削地点から500m以内の市町村に計画内容を説明。（申請者が市町村の場合で、掘削地点から500m以内に他市町村が入らない場合は不要）

申請者は申請書提出までに市町村に対し、掘削計画内容を説明し、実施上の問題等を確認し、その解決を図っておいてください。

申請書が提出された時点で、市町村から「温泉掘削許可」に対する意見を確認します。

温泉掘削許可申請書（第1号様式）の提出

県が指示する期日までに林務環境事務所に申請書を提出。

温泉掘削申請手数料は130,000円。（県収入証紙で納入）

申請書の提出部数は、正本1部と副本2部の計3部。

掘削地の現地調査の実施

県は、掘削予定地の現地調査を実施します。

掘削位置が分かるように、杭を打つなど掘削位置を示しておいてください。

温泉掘削の許可

現地調査後、温泉部会で専門的な審議が行われます。

部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会でも審議がされます。

審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」が決定され、許可の場合は「許可書」が申請者に交付されます。

申請者は、工事に着手する10日前までに、「工事着手届（別紙様式1）」を林務環境事務所に2部提出します。

県では、工事着手確認検査を行います。検査内容は、掘削地点の確認となりますので、やぐら等の掘削機材を設置する前に行います。

検尺検査

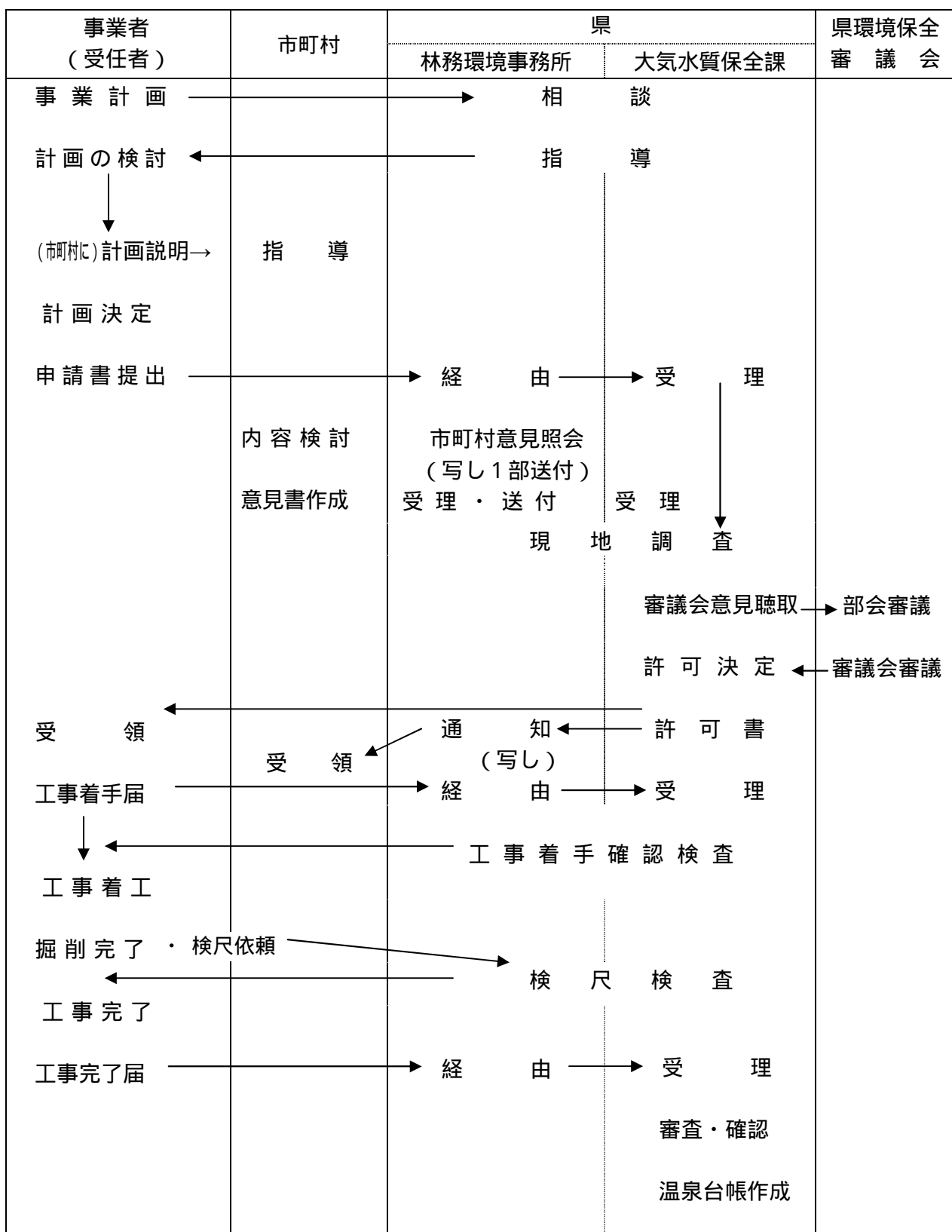
掘削が終了した時点で、検尺検査を行います。

所轄の林務環境事務所に検尺検査を依頼してください。

全て工事が完了したら、10日以内に「工事完了届（第6号様式）」を所管の林務環境事務所に2部提出します。このとき、温泉成分分析書の写しを添付してください。

以上で、掘削許可の手続きは完了です。

3) 温泉掘削許可の事務処理フロー



市町村意見照会は、申請者が市町村の場合で、掘削地点から500m以内に他市町村が入らない場合は不要。

現地調査、工事着手確認検査、検尺検査には、申請者の方は必ず立会をお願いします。

(記入例)

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉掘削許可申請書

温泉をゆう出させるため土地を掘削したいので、申請します。

温泉の利用の目的	日帰り温泉施設の浴用に利用		
土地の所在	市 町字		
地番及び地目	地番	3567番	地目 山林
付近の状況	申請地は、県道 線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。 周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。		
ゆう出路の深さ	800m		
ゆう出路の口径	0~400m	25cm、	400m~800m 12cm
工事の施行方法	ロータリー方式		
主要な設備の構造及び能力	やぐら(4本脚カンチレバーマスト式 高さ40m:2,000m級) ドロワークス(社製 型 内圧防爆型: kW) 主要泥水ポンプ(社製 型 内圧防爆型: kW) 噴出防止装置(ラム型/アニュラー型 社製 型:最高使用圧力 MPa)		
工事着手予定年月日	平成	年	月 日
工事完了予定年月日	平成	年	月 日

添付書類

- 掘削地付近の見取図
- 掘削しようとする地点を明示した図面(緯度・経度も記載すること)
- 土地使用の権利を有することを証する書類
- 誓約書(法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
- 温泉利用の計画概要
- 掘削工事の施行図面
- 掘削場所の選定理由書
- 掘削のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉排水処理計画及び温泉排水経路
- 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 掘削時災害防止規程
- その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

利用目的は、必ず、「浴用」、「飲用」又は「その他」が分かるように記載。

例）日帰り入浴施設の浴用に利用

ミネラルウォーター製造の飲用原料に利用

養魚場の養魚用の温水に利用 など

土地の所在及び地番は、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の「所在」及び「地番」を記載。

地目は、「宅地、畑、田、山林、原野、牧場、雑種地」などを記載。

付近の状況は、「周囲の土地利用の状況、周辺源泉の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する事項」について記載。

ゆう出路の深さは、掘削する最大の深さを記載。

ゆう出路の口径は、掘削する口径を記載。深くなるに連れて、徐々に口径が小さくなる場合は、それが分かるように記載。

工事の施行方法は、「ロータリー方式」などを記載。

主要な設備の構造及び能力は、巻揚機（ドローワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置等の主要設備の構造及び能力について記載。

なお、噴出防止装置はメタンガスの噴出のおそれがある場所での掘削の場合に設置が義務付けられています。

申請書に添付する書類の内容

項目	内容	
掘削地付近の見取図	掘削申請地点及び周辺の源泉等の位置が記入された図面（縮尺1/10,000程度）	
掘削しようとする地点を明示した図面	掘削申請地点を明示するとともに、掘削地点を特定するための目標物（電柱等）からの距離、緯度、経度（世界測地系WGS-84）を記入する。（縮尺1/1000以上）	
土地使用の権利を有することを証する書類		
罫	所有形態	所有の内容
A	自己所有	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）+ 公図
B	他人所有	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）+ 公図 + 土地使用承諾書等
C	共有地	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）+ 公図 + 共有者の承諾書
D	官公有地	土地の登記事項証明書（登記簿謄本）+ 公図 + 占有許可（写）又はこれに準ずる書類
注1）公図には申請地点を赤色で表示する		
注2）抵当権が設定されている場合は、債権者の承諾書		
誓約書	申請者が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面	
温泉利用の計画概要	温泉利用施設の概要、計画（温泉の計画利用量を含む）	
掘削工事の施工図面	掘削工事の施工断面図で寸法が入ったもの	
掘削場所等の選定理由書	地質調査、電気探査等の結果を受けて、掘削地点や掘削深度を決定した理由を記載したもの	
掘削のための設備の配置図及び主要な設備の構造図	掘削設備の配置図には、敷地境界と掘削口の位置関係を示すとともに、掘削工事現場全体を上部から見た設備の配置（工事事務所や倉庫などの附帯設備を含む。）、火気使用制限範囲、関	

	係者以外の立ち入り制限範囲、消火器及びガス検知器の位置を記載 また、主要な設備として、巻揚機（ドロークラス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置の構造図を添付
温泉排水処理計画書及び温泉排水経路	掘削後の温泉排水（オーバーフロー水、洗い場排水等）の処理方法を記載するとともに、温泉排水の放流経路及び放流先の河川等を記載したもの
温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面	掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が技術基準に適合することを記載したもの
掘削時災害防止規程	温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した、掘削に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
以下は、必要に応じて添付するもの	
（農地の場合） 農地転用許可の書類	（申請の受理を含む） 農地法第4条又は第5条の許可を証する書類の写し
自然公園法許可の書類	自然公園法第13条又は第14条の許可の書類の写し（申請の受理を含む）同法第26条の届出の完了の証明書類の写し

温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の事前相談表

相談者	住 所		
	氏名・連絡先	(- -)	
相談内容	掘削(動力設置)予定地の概要	所在・地番： （市町村の住居表示： ） 地 目： 面 積： 所有者： 抵当権等の設定等：	
	温泉利用の目的		
	温泉の利用内容		
	メタンの噴出のおそれの有無		
	工 事 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
	工 事 終 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
	掘削等の申請者 （相談者と異なる場合）	住 所	
		氏 名	
	周 辺 の 状 況	（近隣の源泉・利用施設等）	
	排水処理・放流先		
他法令の規制状況	農地法 ・ 自然公園法 ・ 都市計画法 その他（ ）		
そ の 他			

1-2 掘削の工事中の重要な変更（掘削方式の変更）

許可を受け、掘削を開始した後に掘削の方式を変更しなければならなくなった場合には、温泉法第7条の2第1項に基づく「温泉掘削のための施設等変更許可」が必要です。

ロータリー方式を衝撃式、高圧噴流式、超音波式等に変更するものなどの掘削の原理を変更する場合はこれに該当します。

申請者は、掘削の方式の変更が必要になった場合は掘削を中止し、速やかに「温泉掘削のための施設等変更許可申請書（第5号様式）」を2部、林務環境事務所に提出します。

県は、申請者から変更内容の聴取を行い、必要に応じて現地調査を行います。

事情聴取及び現地調査後、掘削の方式の変更の「許可」又は「不許可」を決定し、許可の場合は「変更許可書」が申請者に交付されますので、方式を変更して掘削を再開します。

施設等の変更許可申請の事務処理フロー

事業者 (受任者)	市町村	県		県環境保全 審議会
		林務環境事務所	大気水質保全課	
掘削方式変更事由 発生・工事中止				
施設等変更許可 申請書提出		→ 経 由	→ 受 理	
		<事情聴取・現地調査>		
			許 可 決 定	
受 領 ←		通 知 ←	変 更 許 可 書	
掘削工事再開				

1-3 掘削中に可燃性天然ガスの発生があった場合等

可燃性天然ガスの噴出のおそれがないとして掘削の許可を受け、工事を実施したところ、工事中に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合は、直ちに作業を中止し、林務環境事務所又は大気水質保全課に報告してください。

2 温泉増掘許可申請

2-1 温泉増掘許可申請

1) 増掘許可の概要

既にある温泉源のゆう出路の口径の拡張、深度の増加、その他ゆう出路に変更を加えて、ゆう出量を増加させる行為やゆう出口を切り下げる行為、自然ゆう出の温泉のゆう出路を掘削する行為などは増掘にあたります。

このような行為を行う場合は、温泉法第11条第1項に基づく、「増掘許可」が必要です。

増掘の許可は、温泉法第32条の規定により、環境保全審議会(温泉部会)の意見を聴いて行われます。

- ・ 環境保全審議会は、通常、年2回の開催。
- ・ 増掘の許可は、審議会の意見を聴くため、年2回となります。
- ・ 許可書等は、申請書の締め切り日からおおよそ2ヵ月で交付されます。

温泉部会では、法の「許可の基準」、部会の「審議方針(別紙)」及び市町村の意見などに基づき審議されます。

増掘許可の有効期間は、当該許可の日から起算して、2年となりますので、許可の日から2年以内に工事を完了し、県に工事完了届を提出してください。

工事が完了しないまま2年を越えた場合は、その時点で許可が失効します。

なお、災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます。

増掘許可は、工事の完了の届出が受理された時点で、法第11条第1項の許可の効力が失われます。

申請書の提出のしめきりは、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です。(提出期限となる日は、年度当初に大気水質保全課HPに掲載しますので、そちらを参照してください。)

申請書の提出部数は、正本1部、副本2部。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 増掘許可に係る申請者の行う手続きの概要

増掘の事前相談

相談の時期は、増掘を行うことを決めた時点。

申請者から林務環境事務所に申し入れ、日程調整後、相談日を連絡します。

この相談には、必ず、申請者本人（法人の場合は担当職員）が出席してください。

相談に来られる際、申請に必要な資料が用意できない場合は、「温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の事前相談表」に必要事項を記入して提出するようにしてください。

申請者は増掘地点から500m以内の市町村に計画内容を説明。（申請者が市町村の場合で、増掘地点から500m以内に他市町村が入らない場合は不要）

申請者は申請書提出までに市町村に対し、増掘計画内容を説明し、実施上の問題等を確認し、その解決を図っておく。

申請書が提出された時点で、市町村からの「増掘許可」に対する意見を確認します。

増掘許可申請書(第7号様式)の提出

県が指示する期日までに林務環境事務所に申請書を提出。

増掘許可申請手数料は120,000円。（県収入証紙で納入）

申請書の提出部数は、正本1部と副本2部の計3部。

増掘地の現地調査の実施

増掘箇所を現地調査します。

増掘の許可

現地調査のあと、温泉部会で専門的な審議が行われます。

部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会において審議されます。

審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」の決定がされ、許可の場合「許可書」が申請者に交付されます。

申請者は、工事に着手する10日前までに、「工事着手届(別紙様式1)」を林務環境事務所に提出します。

県では、工事着手確認検査を行います。検査内容は、増掘地点の確認となりますので、やぐら等の掘削機材を設置する前に行います。

検尺検査

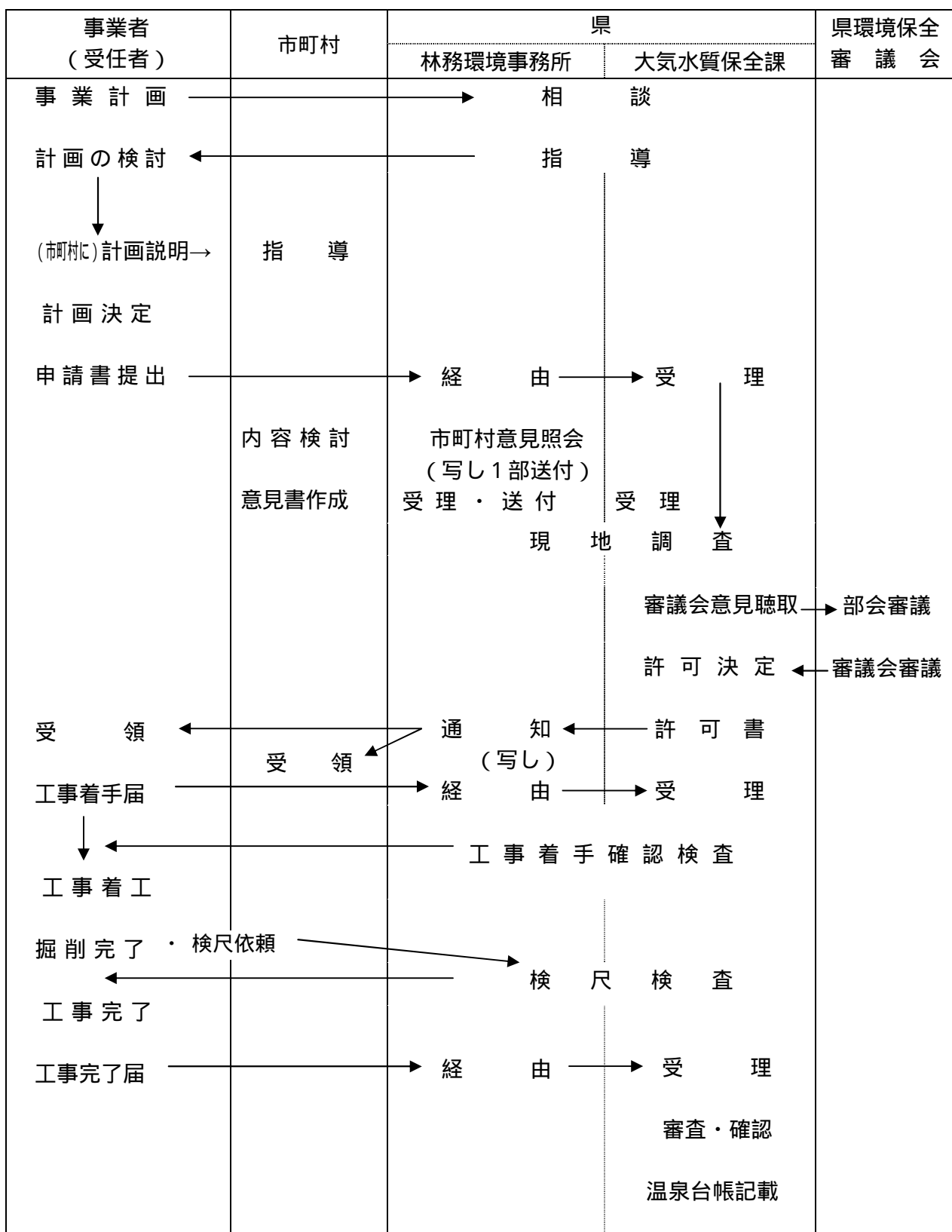
増掘が完了した時点で、検尺検査を行います。

所轄の林務環境事務所に検尺検査を依頼してください。

増掘工事が完了したら、10日以内に「工事完了届(第6号様式)」を所管の林務環境事務所に2部提出します。

以上で、増掘許可の手続きは完了です。

3) 温泉増掘許可の事務処理フロー



現地調査、 工事着手確認検査、 検尺検査には、申請者の方は必ず立会をお願いします。

(記入例)

第7号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

増掘(動力の装置)許可申請書

温泉のゆう出路を増掘(動力装置)したいので、申請します。

増掘又は動力の装置の目的		温泉のゆう出量や温度の維持を図るため
増掘又は動力の装置をしようとする場所		市 町字 123番
増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の状況		申請地は、県道 線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。 周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。
源泉の状況	温泉のゆう出量	30 リットル/分
	温泉の温度	30.5
	温泉の成分	単純泉
	ゆう出路の口径	20 cm
	ゆう出路の深さ	500 m
増掘の場合	増掘後のゆう出路の口径	25 cm
	増掘後のゆう出路の深さ	1,000 m
	工事の施行方法	ロータリー方式
	主要な設備の構造及び能力	やぐら(4本脚カンチレバーマスト式 高さ40m:2,000m級) ドロークラス(社製 型 内圧防爆型: kW) 主要泥水ポンプ(社製 型 内圧防爆型: kW) 噴出防止装置(ラム型/アニユラー型 社製 型: 最高使用圧力 MPa)
動力の装置の場合	動力の装置の種類	【増掘の場合は記入不要】
	出力	【増掘の場合は記入不要】
	その他装置の詳細	【増掘の場合は記入不要】
工事着手予定年月日		平成 年 月 日
工事完了予定年月日		平成 年 月 日

添付書類

- 増掘(動力設置)地付近の見取図
- 増掘(動力設置)しようとする地点を明示した図面(緯度・経度も記載すること)
- 誓約書(法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
- 温泉利用の施設概要(増掘(動力設置)後)
- 増掘(動力設置)工事の施行図面
- 増掘(動力設置)決定理由書
- 増掘のための設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 温泉排水処理計画書及び温泉配水径路
- 温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 増掘に係る災害防止規程
- その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

利用目的は、

例） 温泉のゆう出量を増加させるための増掘 など

土地の場所は、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番を記載。

付近の状況は、「周辺の土地利用の状況、周辺源泉の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する指定や規制など」を記載。

源泉の状況の内、ゆう出量及び温度は、現在の状況について記載。

（ゆう出時のデータではないので注意してください。）

増掘後のゆう出路の深さ及び口径は最終的なゆう出路の深さ及び口径を記載。

また、口径は、深さにより口径が異なる場合は、そのことが分かるように記載。

工事の施行方法は、「ロータリー方式」等を記載。

主要な設備の構造及び能力には、巻揚機（ドロワークス）、泥水ポンプ（マッドポンプ）、やぐら、噴出防止装置等の主要な設備の構造及び能力について記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
増掘地付近の見取図	増掘申請地点及び周辺の源泉の位置が記入された図面（縮尺1/10,000程度）
増掘しようとする地点を明示した図面	増掘申請地点を明示するとともに、緯度、経度（世界測地系WGS-84）を記入する。（縮尺1/1,000以上）
誓約書	申請者が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面
温泉利用の施設概要	増掘後の温泉利用の施設概要、計画（温泉の計画利用量を含む）
増掘工事の施工図面	増掘工事の施工内容が分かる寸法が入ったもの
増掘決定理由書	増掘の深度等を決定した理由を記載したもの
増掘のための設備の配置図及び主要な設備の構造図	増掘設備の配置図には、主要な設備の他に、掘削口と敷地境界線の位置及び掘削口から直近の敷地境界までの距離、事務所等の附帯設備、可燃性ガス警報設備の位置や消火器の位置、掘削口、泥水の放出口を記載
温泉排水処理計画書及び温泉排水径路	増掘後の温泉排水（オーバーフロー水、洗い場排水等）の処理方法を記載するとともに、温泉排水の放流経路及び放流先の河川等を記載したもの
温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面	増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が技術基準に適合することを記載したもの
増掘に係る災害防止規程	温泉法施行規則第1条の2第10号の規定により作成した、増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
以下は、必要に応じて添付するもの	
自然公園法許可の書類	自然公園法第13条又は第14条の許可の書類の写し（申請の受理を含む）同法第26条の届出の完了の証明書類の写し

3 温泉採取許可・濃度確認

3-1 温泉採取許可申請・可燃性天然ガス濃度確認申請

1) 温泉採取許可・可燃性天然ガス濃度確認の概要

温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者は、全て、温泉法第14条の2第1項に基づく「温泉採取許可」又は温泉法第14条の5第1項に基づく「可燃性天然ガス濃度確認」のいずれかの申請手続きが必要です。

「温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者」とは、温泉の採取を反復継続的に実施しようとする者であって、温泉水を自己のものとして、その後の利用の有無にかかわらず実態として占有、支配しようとする者をいいます。

次の場合も温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者に該当します。

- ・ 自噴の（掘削した）温泉源の温泉を自宅の浴用等で使用している場合（個人利用）
- ・ 自然ゆう出泉を所有している場合
- ・ 温泉の採取はしていないが、少量でもゆう出している場合

「温泉源から温泉の採取を業として行おうとする者」に該当するかどうか不明な場合はお問い合わせください。

この許可・確認の申請前には、必ずメタンガス濃度の測定が必要です。

この測定を行うことができる測定事業所は、温泉法第19条に基づく登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した計量証明事業所等に限定されています。

対象測定事業所については、大気水質保全課のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

メタンガス濃度を測定した結果が、環境大臣が定める基準値を超えた場合、温泉採取許可申請を、環境大臣が定める基準値以下の場合、可燃性天然ガス濃度確認申請を行います。

この許可・確認の申請は、温泉の利用を開始する前に、原則として源泉単位に行わなければなりません。

申請書の提出部数は、正本1部、副本1部の計2部。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉採取許可・可燃性天然ガス濃度確認に係る申請者の行う手続きの概要

メタンガス濃度の測定依頼

温泉源から温泉を採取しようとした（採取できる状態となった）時点。

申請者が測定事業者（温泉法第19条に基づく登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した計量証明事業所等）に依頼。

測定後、測定事業者より測定結果報告書が発行されます。

測定結果が基準値を超えた場合

ア 測定事業者より発行された測定結果報告書での測定値が基準値以上であった場合は、速やかに林務環境事務所または大気水質保全課に連絡してください。

事前に現地調査のうえ、今後実施すべき安全対策及び手続について説明します。

イ 温泉採取許可申請書（第8号様式）の提出

安全対策が終了後、林務環境事務所に申請書を提出。

温泉採取の許可申請手数料は35,000円（県収入証紙で納付）

申請書の提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

ウ 温泉の採取を行おうとする場所の現地確認の実施

県は、温泉の採取を行おうとする場所での安全対策について、現地確認を実施します。

エ 温泉採取の許可

審査後、許可の場合は「許可書」が申請者に交付されます。

測定結果が基準値以下であった場合

ア 可燃性天然ガス濃度確認申請書（第11号様式）の提出。

メタンガス濃度の測定結果が環境大臣の定める基準値以下であると分かった時点で、林務環境事務所に申請書を提出。

可燃性天然ガス濃度の確認申請手数料は7,400円（県収入証紙で納付）

申請書の提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

イ 基準値以下であることが確認できた場合は、「確認書」が申請者に交付されます。

以上で、温泉採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認の手続きは完了です。

3) 温泉採取許可の事務処理フロー

事業者 (受任者)	測定事業者	県		県環境保全 審議会
		林務環境事務所	大気水質保全課	
測定依頼	→ 受諾			
	メタンガス測定			
受領 (基準値超過)	← 結果報告書			
		ア連絡		
安全対策の実施		指導(現地調査)		
許可申請書提出		経由	→ 受理	
			り現地確認	
受領	← 通知		← 許可書	
			温泉台帳記載	

4) 可燃性天然ガス濃度確認の事務処理フロー

事業者 (受任者)	測定事業者	県		県環境保全 審議会
		林務環境事務所	大気水質保全課	
測定依頼	→ 受諾			
	メタンガス測定			
受領 (基準値以下)	← 結果報告書			
確認申請書提出		経由	→ 受理	
受領	← 通知		許可書	

(記入例)

第8号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉採取許可申請書

温泉を採取したいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	市 町字 1 2 3 番 1
温泉の採取開始予定年月日	平成 年 月 日

添付書類

設備の配置図及び主要な設備の構造図

温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面

設備の設置の状況の写真

次の可燃性天然ガスの濃度測定結果

- ・ガス分離設備を通過した後の温泉水から分離した気体中のメタンの濃度
- ・ガス排出口から排出される気体中のメタンの濃度
(ガス排出口が温泉法施行規則第6条の3第1項第3号イ又は口に掲げる場所にある場合)
- ・温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定結果(構造上困難な場合を除く)

採取時災害防止規程

誓約書(法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることの誓約)

温泉分析書の写し

その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

温泉の採取を行おうとする場所は、源泉の場所を、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番で記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
設備の配置図及び主要な設備の構造図	可燃性天然ガス発生設備(温泉井戸・ガスセパレータ・貯湯槽・排気口等。これらが屋内にある場合は、換気設備・ガス警報設備・火気設備・電機設備等)の配置図及びガス分離設備、換気設備等の構造図
温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面	温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が技術基準に適合することを記載したもの
可燃性天然ガスの濃度測定結果	
ガス分離設備通過後の温泉水の濃度測定結果	次の場合には添付不要 ・温泉を空気に触れることなく地中に還元させる場合または温泉である水蒸気等に採取後水を混ぜることにより温泉水を造成する場合
ガス排出口から排出される気体中のメタン濃度	次の場合に添付が必要 ・ガス排出口が、温泉井戸またはガス分離設備のある床面または地面からの高さが3m以下である場所にある場合 ・ガス排出口が、水平距離3mかつ垂直距離上方8mまたは下方0.5mの範囲内に火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有しない電気設備、屋内への空気の取入口または関係者以外が容易に立ち入れる場所がある場所にある場合
温泉の採取に伴い発生するメタンの量の測定結果	設備の構造上測定が困難な場合には、その理由書を添付すること
採取時災害防止規程	温泉法施行規則第6条の3第1項第10号の規定により作成した、採取に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程
誓約書	法第14条の2第2項第2号～第4号に該当しない者であることを誓約する書面

(記入例)

第11号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

可燃性天然ガス濃度確認申請書

可燃性天然ガスの濃度が基準を超えないことについて確認を受けたいので、申請します。

温泉の採取を行おうとする場所	市 町字 123番2	
温泉の採取開始予定年月日	平成 年 月 日	
メタンの濃度の測定に関する事項	測定を行った場所	温泉井戸
	測定の年月日	平成 年 月 日
	測定の方法	水上置換法
	測定の結果	20%LEL
	測定を行った者	測定事業所

添付書類

- 温泉の採取の場所の状況の写真
- メタン濃度測定の実施状況の写真
- 可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写し
- その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

温泉の採取を行おうとする場所は、源泉の場所を法務局のの登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番で記載。

測定を行った場所は、温泉井戸、温泉井戸に最も近い開口部等の測定した場所を記載。

測定の方法は、水上置換法、槽内空気測定法またはヘッドスペース法の測定方法を記載。

測定の結果は、測定結果によるメタンの容量を%LEL等により記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
温泉の採取の場所の状況の 写真	採取の場所が特定できる写真（可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写しに添付されている場合は、省略可能）
メタン濃度測定の実施状況 の写真	水上置換法、槽内空気測定法またはヘッドスペース法の測定の状況が把握できる写真（可燃性天然ガスの濃度測定結果書の写しに添付されている場合は、省略可能）

3-2 温泉採取施設等に係る重要な変更

温泉採取の許可後に、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更を行わなければならない場合には、温泉法第14条の7第1項に基づく「温泉採取のための施設等変更許可」が必要です。

災害の防止上重要な変更とは、次のものが該当します。

- ア 可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造の変更
(設備が屋外にある場合は、ガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更のみ)
- イ ガス換気設備の位置又は構造の変更
- ウ 可燃性天然ガスの警報設備の位置又は構造の変更

温泉採取のための施設等変更許可申請書(第13号様式)の提出

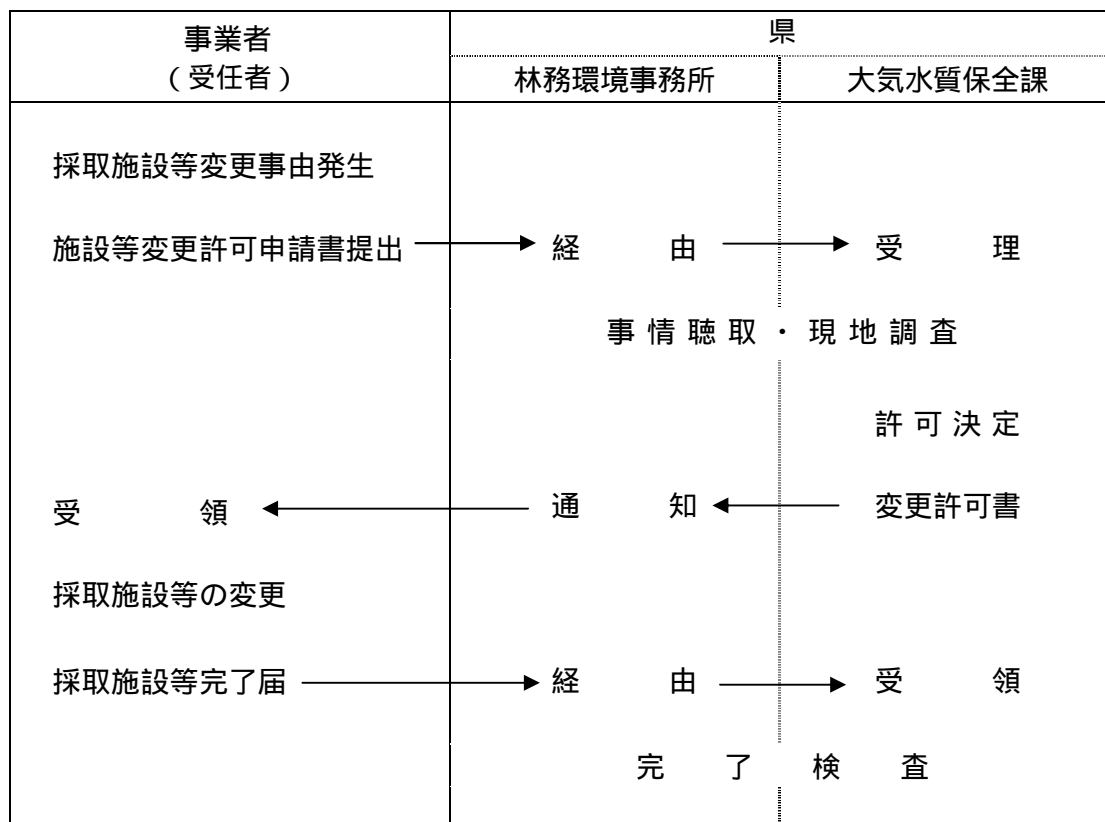
申請者は、設備の位置又は構造の変更等を行う前に、林務環境事務所に申請書を提出します。

申請手数料は24,000円(県収入証紙で納入)、提出部数は2部です。

県は、申請者から事情聴取を行い、必要に応じて現地調査を行います。

事情聴取及び現地調査後、設備の位置又は構造の変更等の「許可」又は「不許可」を決定し、許可の場合は「変更許可書」が申請者に交付されますので、その後に設備の位置又は構造の変更等を行います。

採取施設等の変更許可申請の事務処理フロー



(記入例)

第13号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

温泉採取のための施設等変更許可申請書

温泉採取のための施設等を変更したいので、申請します。

許可の年月日	平成 年 月 日
温泉の採取の場所	市 町字 123番1
変更の内容	貯湯槽(ガス発生設備)の変更
変更の理由	新規貯湯槽への変更のため
変更後の工事着手予定年月日	平成 年 月 日
変更後の工事完了予定年月日	平成 年 月 日

添付書類

- 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面
(変更後の状況について記載)
- 変更に係る設備の変更前の状況の写真
- (採取時災害防止規程の変更の場合)変更後の規定
- その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

許可の年月日は、温泉採取許可を受けた年月日を記載。

温泉の採取の場所は、源泉の場所を法務局のの登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番で記載。

変更の内容には、変更する設備及びその内容を具体的に記載。

変更の理由には、変更を必要とする理由について、具体的に記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図	変更後の可燃性天然ガス発生設備（温泉井戸・ガスセパレータ・貯湯槽・排気口等。これらが屋内にある場合は、換気設備・ガス警報設備・火気設備・電機設備等）の配置図及びガス分離設備、換気設備等の構造図（変更前後の配置図を添付する等、変更箇所がわかるように記載したもの）
温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面	変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が技術基準に適合することを記載したもの
変更に係る設備の変更前の状況の写真	変更を要する施設等の状況が確認できる写真
採取時災害防止規程	当該変更が採取時災害防止規定の変更を伴うものである場合のみ、変更箇所がわかるように記載した変更後の規定

4 動力の装置許可

4-1 動力の装置許可申請

1) 動力の装置許可の概要

温泉のゆう出量を増加させる目的で動力を装置しようとする者は、温泉法第11条第1項に基づき、許可が必要です。

動力の装置許可は、温泉法第32条の規定により、環境保全審議会（温泉部会）の意見を聴いて行われます。

- ・ 環境保全審議会は、通常、年2回の開催。
- ・ 動力の装置許可は、審議会の意見を聴くため、年2回となります。
- ・ 許可書等は、申請書の締め切り日からおおよそ2ヵ月で交付されます。

温泉部会では、法の「許可の基準」、部会の「審議方針(別紙)」及び市町村の意見などに基づき審議されます。

温泉の動力設置許可の有効期間は、当該許可の日から起算して2年となりますので、許可の日から2年以内に工事を完了し、県に工事完了届を提出してください。

工事の完了とは、許可を受けた動力装置により温泉のゆう出量が増加するようになることをいいます。工事が完了しないまま2年を越えた場合は、その時点で許可が失効します。

なお、災害その他やむを得ない場合に限り、1回だけ許可の更新を受けることができます。

動力の装置許可は、工事完了届が受理された時点で、法第11条第1項の許可の効力が失われます。

申請書の提出のしめきりは、6月上旬頃と12月上旬頃の年2回です。（提出期限となる日は、年度当初に大気水質保全課HPに掲載しますので、そちらを参照してください。）

申請書の提出部数は、正本1部、副本1部の計2部。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 動力の装置許可に係る申請者の行う手続きの概要

動力の装置の事前相談

相談の時期は、動力を装置しようとすることを決めた時点。

申請者から林務環境事務所に申し入れ、日程調整後申請者に相談日が連絡されます。

この相談には、必ず、申請者本人が出席してください。(法人の場合は担当職員)

相談に来られる際、申請に必要な資料が用意できない場合は、「温泉掘削(増掘・動力の装置)許可の事前相談表」に必要事項を記入して提出するようにしてください。

申請者は動力を装置する地点から500m以内の市町村に計画内容を説明。

(申請者が市町村の場合で、動力を装置する地点から500m以内に他市町村が入らない場合は不要)

申請者は申請書提出までに市町村に対し、掘削計画内容を説明し、実施上の問題等を確認し、その解決を図っておいてください。

申請書が提出された時点で、市町村から「動力の装置許可」に対する意見を確認します。

動力の装置許可申請書(第7号様式)の提出。

県が指示する期日までに林務環境事務所に申請書を提出。

動力の装置許可申請手数料は110,000円(県収入証紙で納付)

申請書の提出部数は、正本1部と副本2部の計3部。

動力を装置しようとする場所の現地調査の実施

必要に応じて、動力を装置しようとする温泉源の現地調査を実施します。

動力の装置の許可

現地調査のあと、温泉部会で専門的な審議が行われます。

部会の審議結果は環境保全審議会に報告され、審議会において審議されます。

審議結果を受けて、「許可」又は「不許可」の決定がされ、許可の場合「許可書」が申請者に交付されます。

申請者は、工事に着手する10日前までに、「工事着手届(別紙様式1)」を林務環境事務所に提出します。

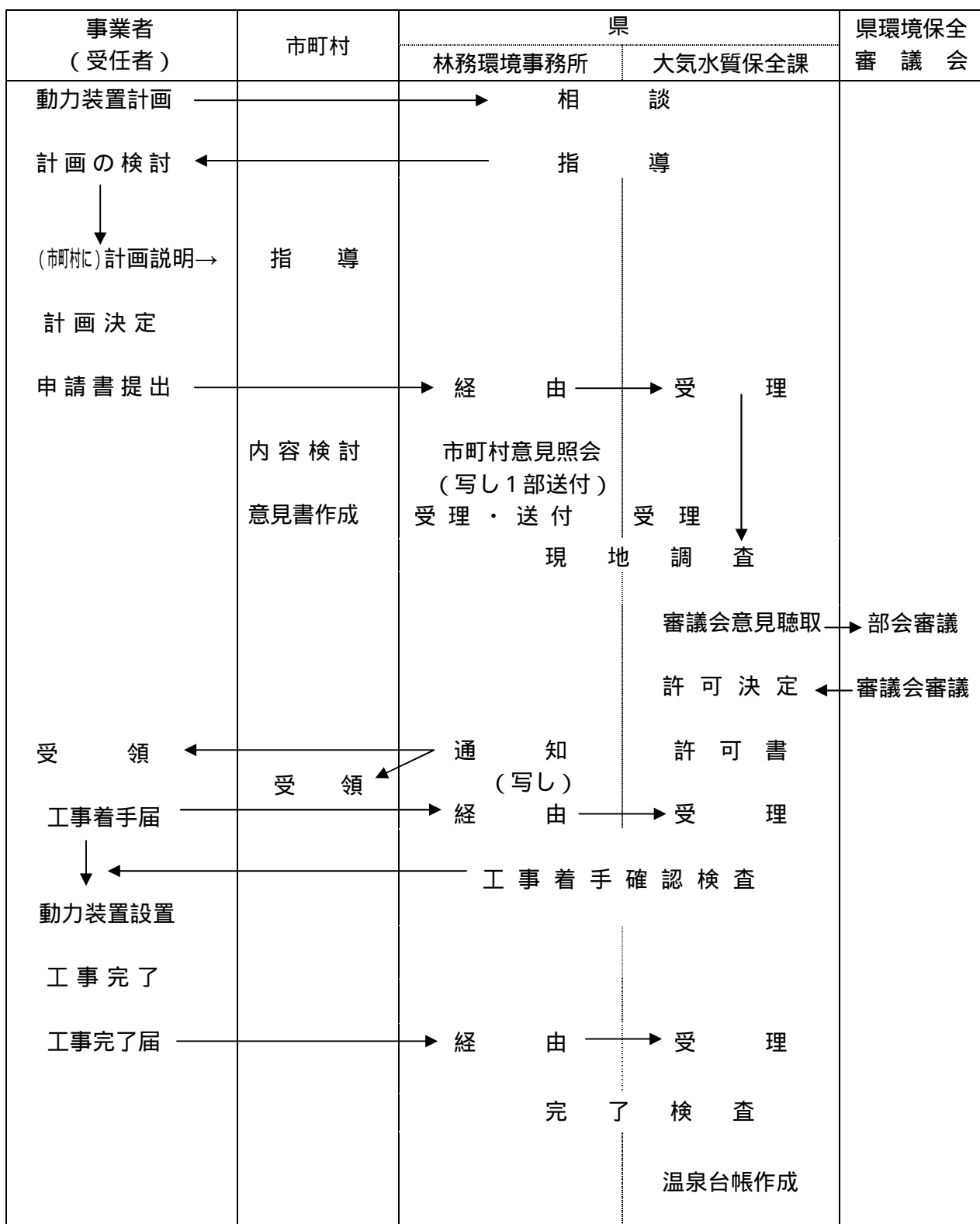
県では、工事着手確認検査を行います。検査内容は、動力の装置設置の確認となります。

動力の装置が完了したら、10日以内に「工事完了届(第6号様式)」を林務環境事務所に提出します。

県では、完了検査を行います。検査内容は、動力を装置した箇所の現地確認、揚湯量の確認及び関係書類(工程表や動力装置の配置を示す図面等)の検査です。

以上で、動力の装置許可の手続きは完了です。

3) 動力の装置許可事務処理フロー



現地調査、 工事着手確認検査、 完了検査には、申請者の方は必ず立会をお願いします。

(記入例)

第7号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

~~増掘(動力の装置)~~許可申請書

温泉のゆう出路を増掘(動力を装置)したいので、申請します。

増掘又は動力の装置の目的	日帰り入浴施設の浴用に利用するために掘削したが、自噴しなかったため	
増掘又は動力の装置をしようとする場所	市 町字 123番	
増掘又は動力の装置をしようとする場所の付近の状況	申請地は、県道 線××交差点から北西へ約500mの山林内に位置し、周囲は雑木林である。 周辺源泉は東南約1.6m、北約2.3mの2ヶ所にある。	
源泉の状況	温泉のゆう出量	自噴していない
	温泉の温度	30.5
	温泉の成分	ナトリウム - 炭酸水素塩・塩化物泉
	ゆう出路の口径	25 cm
	ゆう出路の深さ	800 m
増掘の場合	増掘後のゆう出路の口径	【動力の場合は記載不要】
	増掘後のゆう出路の深さ	【動力の場合は記載不要】
	工事の施行方法	【動力の場合は記載不要】
	主要な設備の構造及び能力	【動力の場合は記載不要】
動力の装置の場合	動力の装置の種類	温泉用深井戸水中ポンプ - - (型式を記載)
	出力	kW
	その他装置の詳細	
工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
工事完了予定年月日	平成 年 月 日	

添付書類

- 増掘(動力設置)地付近の見取図
- 増掘(動力設置)しようとする地点を明示した図面(緯度・経度も記載すること)
- 誓約書(法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
- 温泉利用の施設概要(増掘(動力設置)後)
- 増掘(動力設置)工事の施工図面
- 増掘(動力設置)決定理由書
- 増掘のための設備の配置図及び主要な構造図
- 温泉排水処理計画書及び温泉排水径路
- (増掘の場合)温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面
- 増掘に係る災害防止規程
- その他知事が必要と認める書類

【記入上の留意事項】

共同申請の場合は、申請者全員の連名。

氏名又は代表者名のあとに、個人は認印、法人は代表者印（登録印）を押印。

利用目的は、

例）温泉が自噴しないため、動力を装置する など

動力の装置をしようとする場所は、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番を記載。

付近の状況は、「周囲の土地利用の状況、周辺源泉の状況、周辺井戸の状況、都市計画法の指定、農業振興地域の指定、自然公園法の指定、その他許可に関連する指定や規制など」を記載。

源泉の状況の内、ゆう出量及び温度は現在の状況を記載。

（ゆう出時のデータではない。）

ゆう出路の深さは掘削の深さをゆう出路の口径は掘削の口径を記載。（口径は、深さにより、口径が異なる場合はそのことが分かるように記載。）

動力の装置の種類は、動力の型式を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
動力設置付近の見取図	動力の装置申請地点及び周辺の源泉の位置が記入された図面（縮尺1/10,000程度）
動力設置しようとする地点を明示した図面	動力の設置申請地点を明示するとともに、緯度、経度（世界測地系WGS-84）を記入する。（縮尺1/1,000以上）
誓 約 書	法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面
温泉利用の施設概要	動力を設置した後の温泉利用施設の概要、計画（温泉の計画利用量を含む）、排水処理の方法の分かるもの
動力設置工事の施工図面	動力の設置工事の平面図及び断面図で寸法が入ったもの。測定口、流量計、貯湯槽、動力装置の自動停止機能の有無。また、当該設備を有する場合は、設置図面。
動力設置決定理由書	連続揚湯試験や段階揚湯試験結果など科学的な知見に基づき、動力の設置位置や能力を決定した理由を記載したもの
温泉排水処理計画書及び温泉排水径路	増掘後の温泉排水（オーバーフロー水、洗い場排水等）の処理方法を記載するとともに、温泉排水の放流経路及び放流先の河川等を記載したもの

5 許可の更新

5-1 温泉掘削(増掘、動力装置)許可の更新申請

温泉掘削(増掘、動力装置)の許可を受けたもので、許可を受けた日から2年以内に掘削等の工事を完了しない場合に行う手続きです。

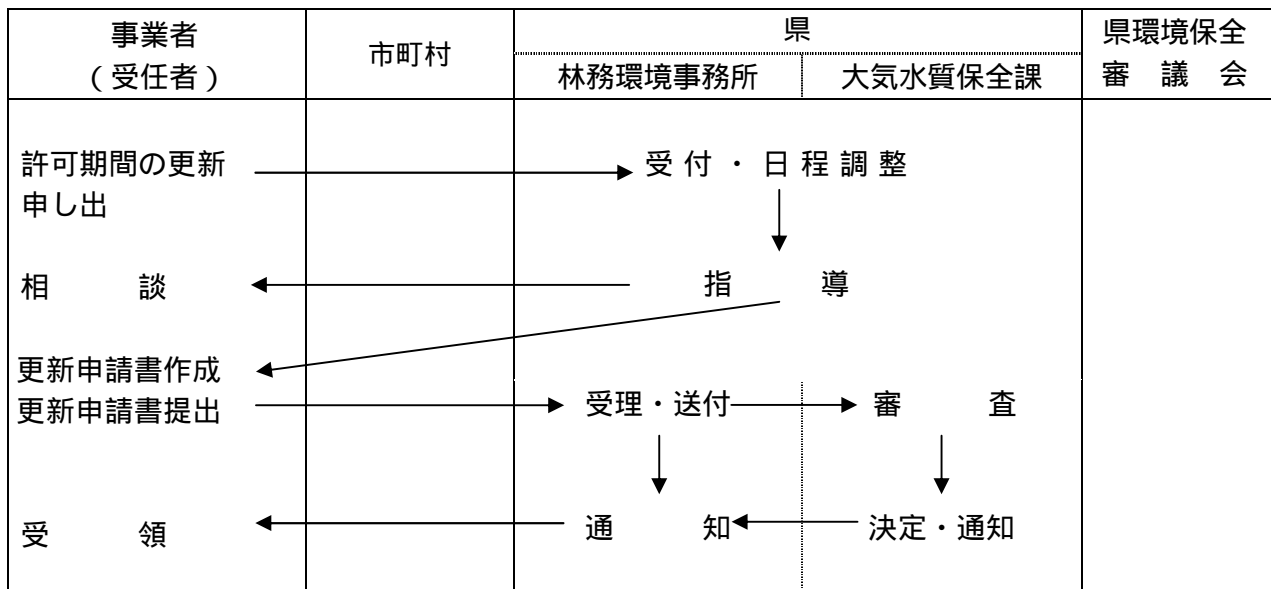
更新は、その理由が「災害その他やむを得ない」場合に限られ、自己都合は除かれます。

更新は、1回限りで、2年以内です。

許可の更新手続きは、次のとおりです。

- ア 申請者は、「災害その他やむを得ない」事態が発生し、許可の更新が必要と思われる場合、すみやかに林務環境事務所に申し出て、その指示を受ける。(有効期間内)
- イ 県は、申請者から事情聴取を行い、必要に応じて現地調査を行う。
- ウ 申請者は、温泉掘削(増掘、動力装置)許可更新申請書を作成し、林務環境事務所に提出する。
この場合、更新理由を説明できる書類や資料がある場合は添付する。
- エ 県では、更新の可否及び更新させる場合は更新期間を決定し、申請者に通知する。

許可の更新申請の事務処理フロー



(記入例)

第2号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(連絡先

)

温泉掘削(増掘、動力の装置)許可更新申請書

温泉の掘削(増掘、動力の装置)許可の有効期間を更新したいので、申請します。

許可の種類別	掘削・増掘・動力の装置			
許可の年月日	平成 年 月 日			
土地の所在	市 町字			
地番及び地目	地番	1 2 3 番 2	地目	宅 地
更新を必要とする理由	1本しかない進入道路が、台風による災害により、約1年半通行出来なかったため、工事の機材及び資材の搬入が出来なく工事が遅延した。			

6 許可の承継等

6-1 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の承継承認申請

1) 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の承継承認申請の概要

温泉の掘削、増掘又は動力の装置の許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継できます。

知事の承認は、許可と異なり、審議会の意見聴取等が不要で、温泉法で定める欠格要件のみの審査を行います。

法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、掘削等の事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。

そのため、掘削等の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないため、申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。

また、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合（特定承継）は、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

個人の死亡により、許可を受けた地位が承継されるのは、掘削等の事業が相続により相続人に承継される場合です。

相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可の有効期間、許可に付された条件等もすべて承継されます。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の承継承認の手続きの概要

法人の合併・分割の場合

原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請を行って承認を受けることとなります。

申請は、温泉掘削（増掘・動力の装置）許可合併（分割）承認申請書（第3号様式）により行います。

なお、申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。

個人の死亡による相続の場合

許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、承継承認の申請はできません。

申請は、温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書（第4号様式）により行います。

相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者の場合は、その全員の同意書の添付が必要です。

申請

（法人の合併・分割の場合）

- ・温泉掘削（増掘・動力の装置）許可合併（分割）承認申請書（第3号様式）

（個人の相続の場合）

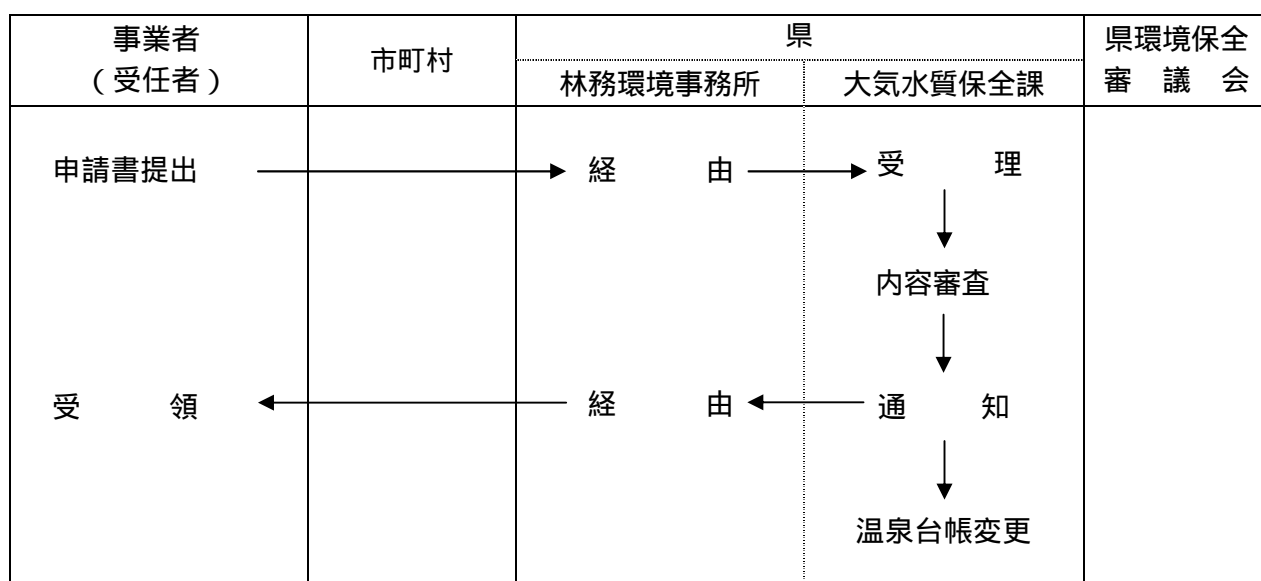
- ・温泉掘削（増掘・動力の装置）許可相続承認申請書（第4号様式）

林務環境事務所に申請書を提出。

申請手数料は7,400円。（県収入証紙で納入）

申請書の提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

3) 温泉掘削（増掘・動力の装置）許可の承継の事務処理フロー



(記入例)

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名 印

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可合併(分割)承認申請書

合併(分割)による温泉掘削(増掘・動力の装置)許可を受けた者の地位の承継について、承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 0 株式会社 代表取締役		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 1 株式会社 代表取締役		
許可の種類別	掘削・増掘・動力の装置		
許可の年月日	平成 年 月 日		
土地の所在	市 町 字		
地番及び地目	地番	1 2 3 番 2	地目 山林
合併(分割)予定の年月日	平成 年 月 日		

添付書類

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
誓約書(法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約)
土地の登記事項証明書(登記簿謄本)

【記入上の留意事項】

代表者名のあとに、代表者印（登録印）を押印。

許可の種別は、地位を承継しようとする許可の種類に を付ける。

許可の年月日は、地位を承継しようとする許可を受けた年月日を記載。

土地の所在及び地番は、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番を記載。

地目は、「宅地、畑、田、山林、原野、牧場、雑種地」などを記載。

合併（分割）予定の年月日は、合併又は分割を予定している年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	法人の合併（分割）に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員が、法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。
土地の登記事項証明書（登記簿謄本）	掘削許可等に係る工事に係る土地の登記事項証明書（登記簿謄本）。

(記入例)

第4号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可相続承認申請書

温泉掘削(増掘・動力の装置)許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	市 町1-10-10 山梨太郎(父)		
被相続人の氏名及び住所	市 町1-10-11 山梨次郎		
許可の種類別	掘削・増掘・動力の装置		
許可の年月日	平成 年 月 日		
土地の所在	市 町字		
地番及び地目	地番	123番2	地目 山林
相続開始の年月日	平成 年 月 日		

添付書類

戸籍謄本

相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合、その全員の同意書

誓約書(法第4条第1項第4号、第5号に該当しない者であることの誓約)

土地の登記事項証明書(登記簿謄本)

【記入上の留意事項】

氏名のあとに、認印を押印。

許可の種別は、地位を承継しようとする許可の種類に を付ける。

許可の年月日は、地位を承継しようとする許可を受けた年月日を記載。

土地の所在及び地番は、法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番を記載。

地目は、「宅地、畑、田、山林、原野、牧場、雑種地」などを記載。

相続開始の年月日は、相続した年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
戸籍謄本	被相続人の死亡の日、申請者と被相続人の関係及び相続人が2人以上の場合には、その関係が確認できるもの。
相続人全員の同意書	相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定される場合に、添付が必要です。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削等の事業を承継する法人における役員が法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。
土地の登記事項証明書 （登記簿謄本）	掘削許可等に係る工事に係る土地の登記事項証明書（登記簿謄本）。

6-2 温泉採取許可の承継承認申請

1) 温泉採取許可の承継承認申請の概要

温泉の採取の許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継できます。

知事の承認は、許可と異なり、審議会の意見聴取等が不要で、温泉法で定める欠格要件のみの審査を行います。

法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、採取の事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。

そのため、採取の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないために申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。

また、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合（特定承継）は、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

個人の死亡により、許可を受けた地位が承継されるのは、採取の事業が相続により相続人に承継される場合です。

相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可の有効期間、許可に付された条件等もすべて承継されます。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉採取許可の承継承認の手続きの概要

法人の合併・分割の場合

原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請を行って承認を受けることとなります。

申請は、温泉採取許可合併（分割）承認申請書（第9号様式）により行います。

なお、申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。

個人の死亡による相続の場合

許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、承継承認の申請はできません。

申請は、温泉採取許可相続承認申請書（第10号様式）により行います。

相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者の場合は、その全員の同意書の添付が必要です。

申請

（法人の合併・分割の場合）

- ・温泉採取許可合併（分割）承認申請書（第9号様式）

（個人の相続の場合）

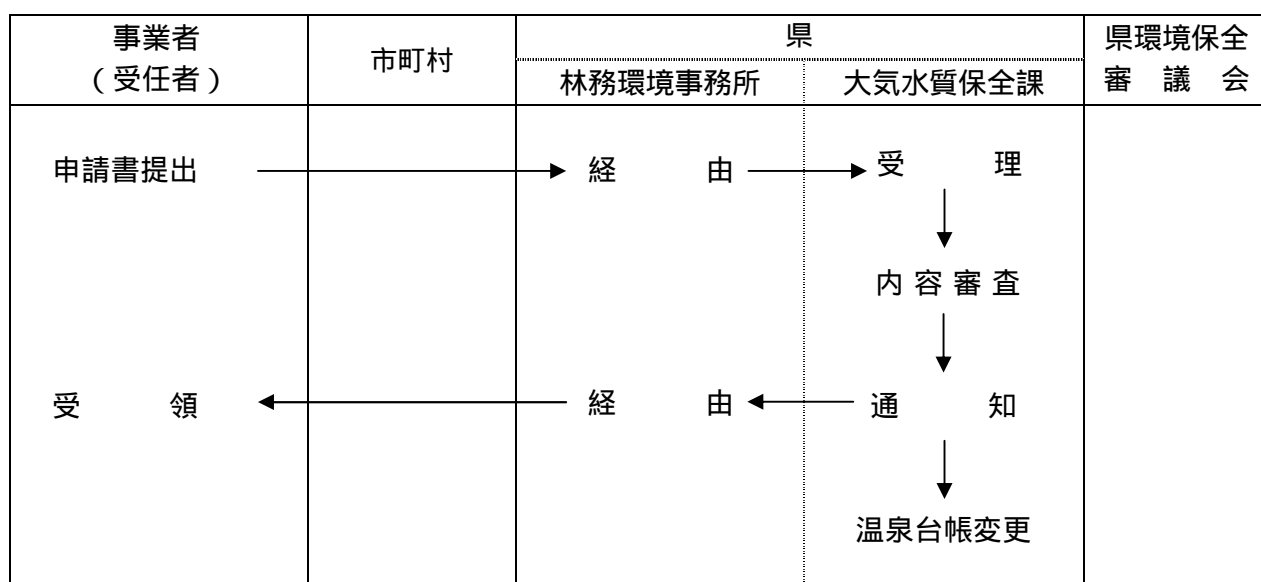
- ・温泉採取許可相続承認申請書（第10号様式）

林務環境事務所に申請書を提出。

申請手数料は7,400円。（県収入証紙で納入）

申請書の提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

3) 温泉採取許可の承継の事務処理フロー



(記入例)

第9号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

印

温泉採取許可合併(分割)承認申請書

合併(分割)による温泉採取許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 0 株式会社 代表取締役
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉の採取の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 1 株式会社 代表取締役
許可の年月日	平成 年 月 日
温泉の採取の場所	市 町字 1 2 3 番 1
合併(分割)予定の年月日	平成 年 月 日

添付書類

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
誓約書(法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることの誓約)

【記入上の留意事項】

代表者名のあとに、代表者印（登録印）を押印。

許可の年月日は、地位を承継しようとする許可を受けた年月日を記載。

温泉の採取の場所は、源泉の場所を法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番で記載。

合併（分割）予定の年月日は、合併又は分割を予定している年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	法人の合併（分割）に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可の事業を承継する法人における役員が、法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。

(記入例)

第10号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

温泉採取許可相続承認申請書

温泉採取許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに被相続人との続柄	市 町1-10-10 山梨太郎(父)
被相続人の氏名及び住所	市 町1-10-11 山梨次郎
許可の年月日	平成 年 月 日
温泉の採取の場所	市 町字 123番2
相続開始の年月日	平成 年 月 日

添付書類

戸籍謄本

相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合は、その全員の同意書

誓約書(法第14条の2第2項第2号又は第3号に該当しない者であることの誓約)

【記入上の留意事項】

氏名のあとに、認印を押印。

許可の年月日は、地位を承継しようとする許可を受けた年月日を記載。

温泉の採取の場所は、源泉の場所を法務局の土地の登記事項証明書（登記簿謄本）の所在及び地番で記載。

相続開始の年月日は、相続した年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
戸籍謄本	被相続人の死亡の日、申請者と被相続人の関係及び相続人が2人以上の場合には、その関係が確認できるもの。
相続人全員の同意書	相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定される場合に、添付が必要です。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削等の事業を承継する法人における役員が法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。

6-3 可燃性天然ガス濃度確認の承継届

- 1) 可燃性天然ガスの濃度確認について、温泉の採取の事業の譲渡や相続、合併、分割があった場合に承継届を行うことにより、確認を受けた者の地位を承継できます。

温泉の採取の事業の譲渡や相続、合併、分割があった場合には速やかに承継届を提出してください。

事業の譲渡及び相続、合併、分割のいずれの場合も、可燃性天然ガス濃度確認承継届（第12号様式）により行います。

林務環境事務所に届を提出。

提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

(記入例)

第12号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
(連絡先)

可燃性天然ガス濃度確認承継届

譲渡(相続・合併・分割)により可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の地位を承継したので、届けます。

可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	市 町1-10-10 山梨 太郎(父)
地位の承継をした者の住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	市 町1-10-11 山梨 次郎
確認の年月日	平成 年 月 日
温泉の採取の場所	市 町字 123番2
地位の承継の年月日	平成 年 月 日

添付書類

(事業の全部の譲渡の場合) 譲渡に関する契約書の写し

(相続の場合) 戸籍謄本、

相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合、その全員の同意書

(合併又は分割の場合) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

【記入上の留意事項】

氏名のあとに、認印を押印。

確認の年月日は、地位を承継しようとする確認を受けた年月日を記載。

温泉の採取の場所は、源泉の場所を法務局の土地の登記簿謄本（登記事項証明書）の所在及び地番で記載。

地位の承継の年月日は、地位を承継した年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
譲渡に関する契約書の写し	確認に係る採取の事業を全部を譲渡したことが確認できる契約書等の写し。
戸籍謄本	被相続人の死亡の日、申請者と被相続人の関係及び相続人が2人以上の場合には、その関係が確認できるもの。
相続人全員の同意書	相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定される場合に、添付が必要です。
合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	法人の合併（分割）に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し。

7 許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き

温泉掘削中及び温泉掘削後に変更等があった場合の手続き

ア 工事廃止届（第6号様式）

掘削工事を廃止する場合、工事廃止届を2部、林務環境事務所に速やかに提出してください。

届の提出後、現地確認を行います。

イ 住所等変更届（別紙様式3）

許可の申請者又は源泉を管理する者に住所の変更又は法人の名称の変更があった場合等は、住所等変更届を2部、林務環境事務所に提出してください。

ウ 源泉管理者変更届（別紙様式10） 温泉掘削工事完了後のみ。

相続及び売買等により源泉を管理する者に変更があった場合、源泉管理者変更届を2部、林務環境事務所に提出してください。

なお、温泉掘削中はP32の「温泉掘削許可の承継承認申請」を参照してください。

エ 温泉採取のための施設等軽微変更届（別紙様式6）

温泉採取許可を受けた施設等に次の変更があった場合は、温泉採取のための施設等軽微変更届を2部、林務環境事務所に提出してください。（温泉採取のための施設等の変更許可申請を必要とするものを除く）

- ・可燃性天然ガス発生設備又はそれらの間の配管の位置又は構造の変更
- ・可燃性天然ガス発生設備が設置された部屋への電気設備の新設（換気設備又は警報設備の増設を含む）
- ・採取時災害防止規程の変更（安全管理者、担当者等の選任に関する変更は除く）

オ 温泉採取事業休止届（別紙様式12）

採取を休止する場合は、温泉採取事業休止届を2部、林務環境事務所に提出してください。

カ 温泉採取事業廃止届（第14号様式）

温泉の採取事業を廃止する場合、温泉採取事業廃止届を2部、林務環境事務所に提出してください。（なお、温泉採取許可を受けた者が事業を廃止する場合は、温泉のゆう出路を埋め戻す必要があります。）

キ 源泉管理廃止届（別紙様式11）

源泉を廃止する場合、源泉管理廃止届を2部、林務環境事務所に提出してください。

ク 温泉修繕工事等届（別紙様式4）

次の場合に2部、林務環境事務所に提出してください。

- ・温泉のゆう出路の変更を伴わない、源泉内の清掃又は同一保護管との交換
- ・許可を受けた動力装置を修繕する場合
- ・許可を受けた動力装置を同メーカー・同型式・同出力の動力装置に交換する場合（異なる型式の動力装置の場合は、原則として動力装置許可申請が必要）
- ・その他上記の修繕に準ずる工事を実施する場合

ケ 温泉修繕工事等完了届（別紙様式5）

全ての温泉修繕工事等が完了したら、10日以内に温泉修繕工事等完了届を2部、林務環境事務所に提出してください。

添付書類は次のとおりです。

		個人	法人
住所等変更届	許可を受けた者・源泉管理者の住所の変更	・住民票	・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
	許可を受けた者・源泉管理者の名称の変更	・戸籍謄本	・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
源泉管理者変更届	相続による変更の場合	・戸籍謄本 ・相続人が2人以上の場合、その全員の同意書 ・土地登記事項証明書（登記簿謄本）	
	売買による変更の場合	・売買契約書の写し又はこれに類するもの ・土地登記事項証明書（登記簿謄本）	・売買契約書の写し又はこれに類するもの ・土地登記事項証明書（登記簿謄本）
	法人の合併・分割による変更の場合		・合併契約書又は分割契約書の写し ・土地登記事項証明書（登記簿謄本）
温泉採取のための施設等軽微変更届	配管の位置又は構造の変更	変更後の配管の位置及び構造が確認できる図面等	
	電気設備の新設等	新設及び増設後の位置及び構造が確認できる図面等	
	採取時災害防止規程の変更	変更箇所がわかるように記載した変更後の規定（変更箇所にラインを引く等）	
温泉採取事業休止届		温泉を採取していないこと（ゆう出していないこと）が確認できる写真	
温泉採取事業廃止届		温泉採取許可を受けた者が事業を廃止する場合は、次の書類を添付 ・埋戻し終了後の構内状況図 ・埋戻し工事前、工事中、工事後の写真	
源泉管理廃止届		源泉の埋め立てが確認できる写真 （採取許可を受けた者が温泉採取事業廃止届と併せて提出する場合は不要）	

温泉利用許可

1 温泉利用許可申請

1) 温泉利用許可の概要

温泉を「公共の浴用又は飲用に供する」ものは、温泉利用許可申請書を知事に提出して、許可を受ける必要があります。

許可が必要か否かについては、林務環境事務所にお問い合わせください。

利用にあたり温泉源とする「温泉のゆう出地」からゆう出している温泉については、採取の許可（あるいは濃度の確認）を受けている必要があります。（利用許可申請者である必要はありません。詳細については「温泉採取許可申請・可燃性天然ガス濃度確認申請」を参照）

温泉利用許可申請と同時に「温泉の成分等の揭示届」を合わせて提出してください。

この届出は、温泉法第18条第4項の規定により、義務づけられております。

（手続き等については次の「2 温泉の成分等の揭示届」を参照）

温泉利用施設の増設や改造等変更があった場合は、新たな許可が必要となる場合がありますので、林務環境事務所にご相談ください。

温泉利用許可の申請の受付は、随時所轄の林務環境事務所環境課で行っております。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉利用許可に係る申請者の行う手続きの概要

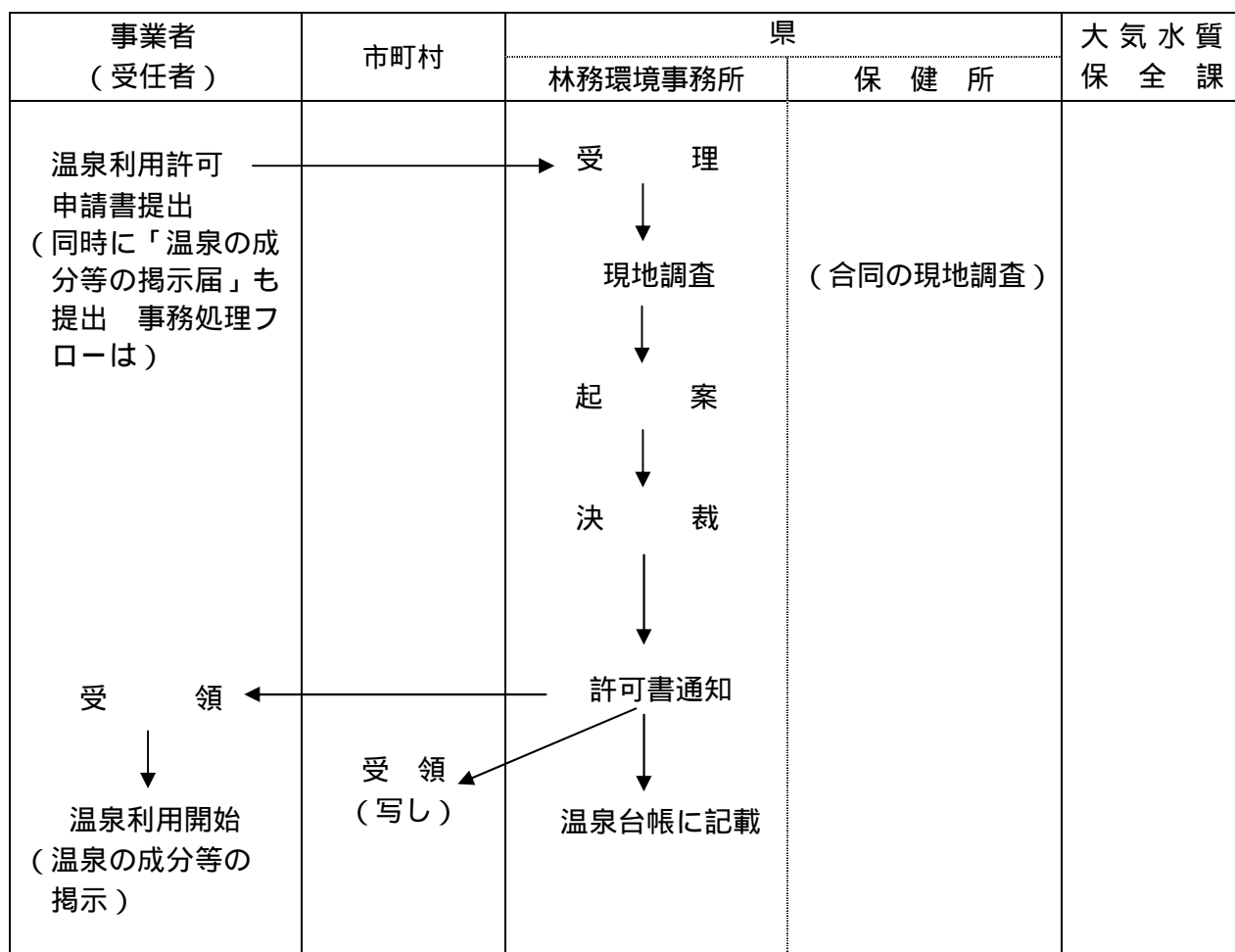
温泉利用許可申請書(第15号様式)を林務環境事務所に提出(「温泉の成分等の揭示届」(第18号様式)も併せて提出)。

温泉利用許可申請手数料は、35,000円。(県証紙により納入)

林務環境事務所が施設及び設備の現地調査を行う。(申請者は立ち会う)

林務環境事務所は利用許可書を交付。(他法による許可等があれば利用できる)

3) 温泉利用許可の事務処理フロー



(記入例)

第15号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(連絡先

)

温泉利用許可申請書

温泉を利用したいので、温泉法第15条第1項の規定により申請します。

浴用又は飲用の別	浴用・飲用			
温泉のゆう出地	市 町字 123番2 (土地の登記事項証明書(登記簿謄本)の所在及び地番を記載)			
温泉利用施設の場所	市 町1-10-11			
温泉利用施設の名称	の湯			
温泉の温度並びに成分	温度	45.3	成分	アルカリ性単純温泉
登録分析機関の名称	検査センター			
登録分析機関の登録番号	第 号			

添付書類

誓約書(申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約)

温泉成分分析書

温泉利用の施設の計画平面図等(給湯関係の配管等がわかるもの)

(源泉所有者以外の場合)温泉を利用する権利を証する書類

(飲用の許可申請の場合)温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数(大腸菌群の有無に関する定性試験の結果を陰性又は陽性で記載)並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類

その他知事が必要と認める書類

2 温泉の成分等の揭示届

1) 温泉の成分等の揭示届の概要

温泉を「公共の浴用又は飲用に供する」ものは、施設内の見やすい場所に温泉の成分等を揭示しなければならず、揭示する場合はあらかじめ県に届出を行い、審査を受ける必要があります。

利用許可を申請する場合は、この届出書を同時に提出します。

平成19年10月20日から、温泉成分を定期的に(10年ごと)分析し、その結果に基づき揭示内容の更新が義務づけられました。

揭示内容の変更は、分析結果の通知を受けてから30日以内に行うこととされています。

その際にも「温泉の成分等の揭示届」の提出が必要ですので、登録分析機関からの分析結果の通知を受領後、直ちに、「温泉の成分等の揭示届」を林務環境事務所へ提出してください。

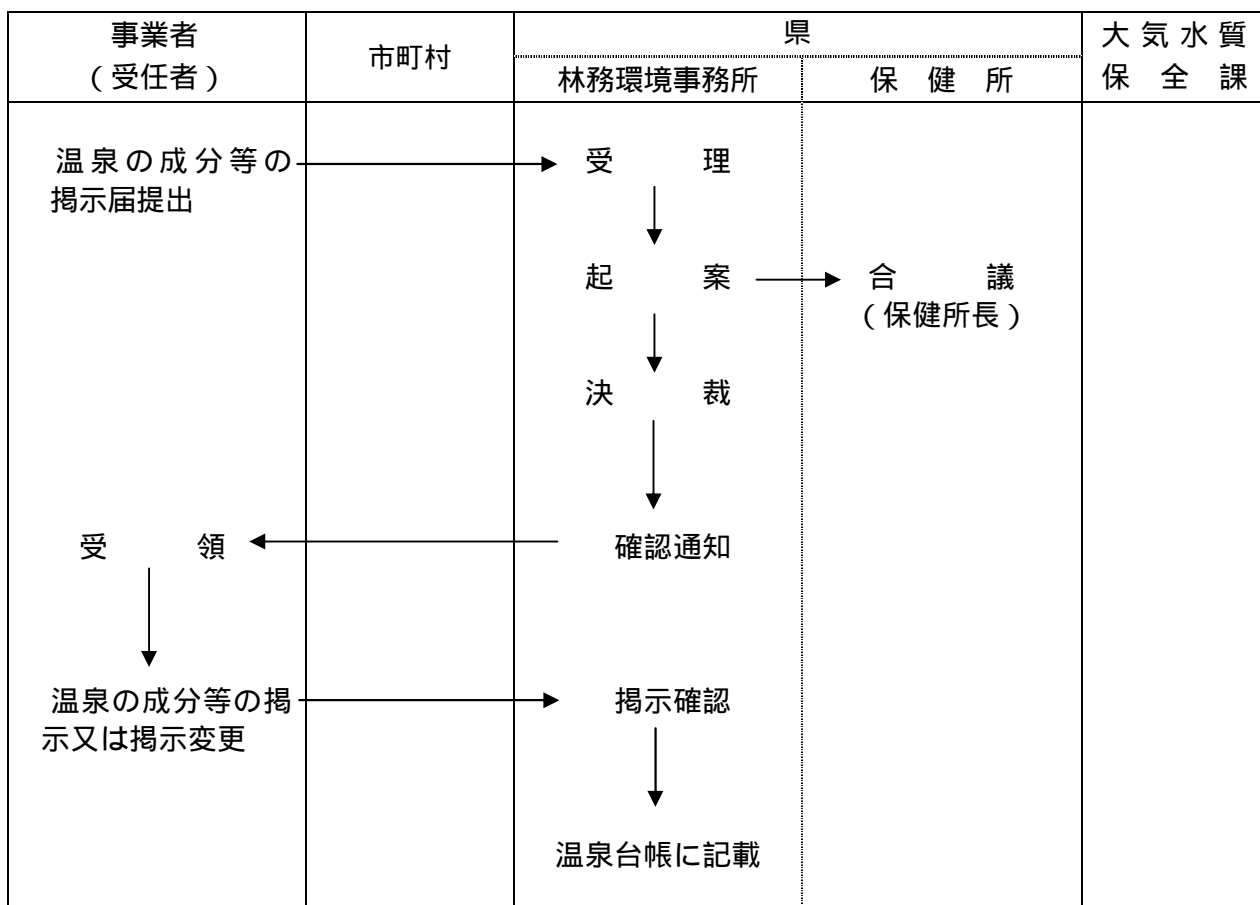
温泉の分析等の揭示届の受付は、随時所轄の林務環境事務所環境課で行っております。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉の成分等の掲示届に係る手続きの概要

温泉の成分等の掲示届（第18号様式）を林務環境事務所に提出。
 林務環境事務所は審査のうえ、通知する。
 通知後、施設等に掲示する（あるいは、掲示を変更する）。
 林務環境事務所は、掲示の確認検査を実施。

3) 掲示届の事務処理フロー



(記入例)

第18号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(連絡先

)

温泉の成分等の揭示届

次の場所において、温泉の成分等の揭示をしたいので、届けます。

温泉利用施設の場所	市 町 1 - 1 0 - 1 1		
温泉利用施設の名称	の湯		
源泉名	温泉		
温泉の泉質	アルカリ性単純温泉		
源泉の温度及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度	源泉の温度 4 5 . 3	温泉の温度 4 5 . 3	
温泉の成分	別添 温泉成分分析表のとおり		
温泉の成分の分析(終了)年月日	平成 年 月 日		
登録分析機関の名称及び登録番号	名称	検査センター	登録番号 第 号
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	源泉温度が高いので加水している 等		
温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	入浴に適した温度に保つため加温している 等		
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由	衛生管理のため、循環ろ過装置を使用している 等		
温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由	入浴剤：季節感を感じてもらうため冬季のみ以下の入浴剤を使用している 等 例：製品名 製造会社 主な成分 衛生管理のため、塩素系薬剤(又はオゾン、紫外線、銀イオン等)を使用している 等		
浴用又は飲用の禁忌症	別添 温泉成分分析表のとおり		
浴用又は飲用の方法及び注意	別添 温泉成分分析表のとおり		

温泉の利用目的 [日帰り入浴施設]

登録分析機関から分析結果の通知を受領した年月日 [平成 年 月 日]

3 温泉利用許可の承継承認申請

1) 温泉利用許可の承継承認申請の概要

温泉の利用の許可について、法人の合併・分割又は個人の死亡による相続が生じた場合に、知事の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位を承継できます。

知事の承認は、許可と異なり、事業内容の審査が不要で、欠格要件のみの審査を行います。

法人の合併・分割により、許可を受けた地位が承継されるのは、温泉利用の事業が合併・分割により他法人に承継される場合です。

そのため、温泉利用の事業を行っている法人が、他法人に吸収合併される場合は承認を受けて地位を承継する必要がありますが、他法人を吸収合併する場合は事業が他法人に承継されないため、申請は不要です（ただし、名称・所在地が変更となる場合には住所等変更届が必要です）。

また、営業譲渡や施設売却により事業が他法人に移行する場合は、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

なお、浴槽の新設等がある場合には、新たに許可を受ける必要があります。

個人の死亡により、許可を受けた地位が承継されるのは、温泉利用の事業が相続により相続人に承継される場合です。

相続ではなく、遺贈等により事業が相続人以外の方に移行する場合には、地位の承継の対象とはならず、新たに許可を受ける必要があります。

なお、浴槽の新設等がある場合には、新たに許可を受ける必要があります。

承継の承認を受けることにより、許可を受けた者の地位がすべて承継されることとなり、許可を受けていることのほか、許可に付された条件等もすべて承継されます。

中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4	:0551-23-3090
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1,239-1	:0553-20-2739
峡南林務環境事務所	〒409-3606 西八代郡市川三郷町高田111-1	:055-240-4141
富士・東部林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原3-3-3	:0554-45-7811

2) 温泉利用許可の承継承認の手続きの概要

法人の合併・分割の場合

原則として、合併・分割の前に、許可を受けている法人（合併により消滅する法人又は分割前の法人及び合併後存続する法人）が申請を行って承認を受けることとなります。

申請は、温泉利用許可合併（分割）承認申請書（第16号様式）により行います。

なお、申請から承認までの手続きに時間を要するため、合併（分割）が確定した後、速やかに申請書を提出してください。

個人の死亡による相続の場合

許可を受けている者の死亡後60日以内に相続人が申請を行ってください。被相続人の死亡後60日以内に申請がなされない場合には、承継できません。

申請は、温泉利用許可相続承認申請書（第17号様式）により行います。

相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉利用の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合は、その全員の同意書の添付が必要です。

申請

（法人の合併・分割の場合）

- ・温泉利用許可合併（分割）承認申請書（第16号様式）

（個人の相続の場合）

- ・温泉利用許可相続承認申請書（第17号様式）

林務環境事務所に申請書を提出。

申請手数料は7,400円。（県収入証紙で納入）

申請書の提出部数は、正本1部と副本1部の計2部。

3) 温泉利用許可の承継承認の事務処理フロー

事業者 (受任者)	市町村	県	
		林務環境事務所	大気水質保全課
申請書提出		受	理
		↓	
受領		通	知
		↓	
		温泉台帳に記載	

(記入例)

第16号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

印

温泉利用許可合併(分割)承認申請書

合併(分割)による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について、承認を受けたいので、申請します。

合併により消滅する法人又は分割前の法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 0 株式会社 代表取締役
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増堀若しくは動力の装置の事業を承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	市 町 1 - 1 0 - 1 1 株式会社 代表取締役
許可の年月日	平成 年 月 日
温泉利用施設の場所	市 町 1 - 1 0 - 1 2
温泉利用施設の名称	温泉
合併(分割)予定の年月日	平成 年 月 日

添付書類

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
誓約書(法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約)

【記入上の留意事項】

代表者名のあとに、代表者印（登録印）を押印。

許可の年月日は、地位を承継しようとする利用の許可を受けた年月日を記載。

温泉利用施設の場所は、温泉利用施設の所在地を記載。

合併（分割）予定の年月日は、合併又は分割を予定している年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し	法人の合併（分割）に係る合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉利用の事業を承継する法人における役員が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。

(記入例)

第17号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事

殿

住所
氏名

印

温泉利用許可相続承認申請書

温泉利用許可を受けた者の地位を相続により承継したいので、申請します。

申請者の住所及び氏名並びに 被相続人との続柄	市 町1-10-10 山梨太郎(父)
被相続人の氏名及び住所	市 町1-10-11 山梨次郎
許可の年月日	平成 年 月 日
温泉利用施設の場所	市 町1-10-12
温泉利用施設の名称	温泉
相続開始の年月日	平成 年 月 日

添付書類

戸籍謄本

相続人が2人以上で、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された方の場合は、その全員の同意書

誓約書(法第15条第2項各号に該当しない者であることの誓約)

【記入上の留意事項】

氏名のあとに、認印を押印。

許可の年月日は、地位を承継しようとする利用許可を受けた年月日を記載。

温泉利用施設の場所は、温泉利用施設の所在地を記載。

相続開始の年月日は、相続した年月日を記載。

申請書に添付する書類の内容

項 目	内 容
戸籍謄本	被相続人の死亡の日、申請者と被相続人の関係及び相続人が2人以上の場合には、その関係が確認できるもの。
相続人全員の同意書 戸籍謄本	相続人が2人以上で、その全員の同意により温泉利用の事業を承継すべき相続人として選定される場合に、添付が必要です。
誓 約 書	合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉利用の事業を承継する法人における役員が法第4条第1項第4号～第6号に該当しない者であることを誓約する書面。 誓約は、原則として、申請者である合併又は分割の前に許可を受けている法人が行います。

4 移動式の浴槽を用いた利用許可の手続きについて

移動式の浴槽を用いて、公共の温泉利用をしたい場合には、次の条件で許可を受けることができます。

許可となるのは、足湯または手湯を目的とした移動式の浴槽及び付帯施設（ボイラー等）で、短期間のイベント等で利用されるものです。同一の浴槽で同じ源泉を継続して利用する場合に限り、1回の利用許可により、移動利用を認めています。

利用の場所は山梨県内に限ります。

温泉利用許可を取得後、実際の利用にあたっては事前に「移動式浴槽の利用計画書」を提出してください。

利用許可申請は、移動式浴槽を保管する場所を管轄する林務環境事務所に行ってください。また「移動式浴槽の利用計画書」は、実際に利用する場所を管轄する林務環境事務所へ提出してください。

利用にあたっては、利用場所に成分等の掲示を行わなければなりません。

使用する源泉を変更する場合は、あらためて利用許可を取得しなければなりません。

5 許可等を受けた後に変更等があった場合の手続き

温泉利用許可後に変更等があった場合の手続き

ア 温泉利用廃止届（別紙様式 9）

公共の浴用又は飲用に供する目的での温泉利用を廃止した場合、温泉利用廃止届を 2 部、林務環境事務所に提出してください。

イ 住所等変更届（別紙様式 3）

許可を受けた者に住所の変更又は法人の名称の変更があった場合等は、住所等変更届を 2 部、林務環境事務所に提出してください。

添付書類は次のとおりです。

		個人	法人
住所等変更届	許可を受けた者の住所の変更	・住民票	・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）
	許可を受けた者の名称の変更	・戸籍謄本	・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）

6 自然ゆう出泉等を新たに温泉として利用する場合

温泉が自然ゆう出をしている場合、利用の有無にかかわらず温泉の採取許可あるいは濃度確認を受けなければなりません。

これらの手続きを終えた後、利用目的に応じて温泉利用許可申請を行う必要があります。

なお、採取許可（あるいは濃度確認）の申請とあわせて「源泉管理者届」（別紙様式 9）を 2 部、林務環境事務所へ提出してください。

その際、「温泉のゆう出地」を示す資料として、その土地の所有者、源泉の位置（公図の写し等に位置を明示すること）、温泉成分分析の結果等が分かるものを提出してください。

添付書類

- ・ゆう出地付近の見取図
- ・権利を有することを証する書類
- ・温泉成分分析書

温泉非該当となった場合

源泉の温度の低下等により、温泉非該当となった場合は、「温泉非該当届」（別紙様式 13）を 2 部、林務環境事務所へ提出してください。

なお、利用の許可を受けている場合は、温泉非該当届とあわせて「温泉利用廃止届」（別紙様式 8）を 2 部、林務環境事務所へ提出してください。
（手続きについては P 61 を参照）